

農林水産省と同時発表

平成 25 年 8 月 23 日

## 商品先物取引業者に対する行政処分

経済産業省及び農林水産省は、本日、商品先物取引法(昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。)に基づく商品先物取引業者である KOYO 証券株式会社(本社:東京都中央区)に対し、法第 232 条第 1 項の規定に基づき、商品先物取引業の運営の改善に必要な措置を採ることを命じましたのでお知らせいたします。

## 1. 処分内容

法第 232 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令

商品先物取引業の運営の改善のため、以下の措置を速やかに講ずること。

- (1) 外務員による法令違反行為が発生したことに関し、その経緯及び原因を明確にすること。
- (2) (1)を踏まえ、次の再発防止措置等を講ずること。
  - ア 外務員の業務に関する検査の強化
  - イ 役職員に対する法令遵守意識の徹底及び法令遵守体制の強化
  - ウ 内部管理体制の強化
  - エ その他再発防止に必要な事項

## 2. 処分の理由となる法令違反事項

- (1) 外務員 1 名が、顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をしていた。これは、法第 214 条第 10 号に基づく商品先物取引法施行規則(平成 17 年農林水産省・経済産業省令第 3 号。以下「規則」という。)第 103 条第 1 項第 3 号に定める禁止行為に該当するものと認められる。
- (2) (1)と同一の外務員が、商品市場における取引につき、顧客に対し、特定の上場商品構成物品の買付けと当該買付けと対当する取引の数量及び期限を同一にすることを勧めていた。これは、法第 214 条第 8 号に定める禁止行為に該当するものと認められる。
- (3) (1)及び(2)と同一の外務員が、委託者の注文について、誤って委託者の注文とは異なる約定を成立させたにもかかわらず、この事実を委託者に伝えず、約定成立後に委託者に変更を提案し、了承させており、商品市場における取引等の受託に関して重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をしていた。これは、法第 214 条第 10 号に基づく規則第 103 条第 1 項第 8 号に定める禁止行為に該当するものと認められる。

(本発表資料のお問い合わせ先)

農林水産省食料産業局商品取引グループ

担当者: 渡邊、萩原

電話: 03-3502-8111 (内線 4170)

03-3502-5754 (直通)

経済産業省商務流通保安グループ商取引監督課長 苗村

担当者: 笠井、畠山

電話: 03-3501-1511 (内線 4201)

03-3501-5895 (直通)

(関係会社との個々の取引に関するお問い合わせ先)

農林水産省商品先物相談窓口

電話: 03-3502-8111 (内線 4170)

経済産業省商品先物相談窓口

電話: 03-3501-1511 (内線 4217~8)